

## 都営住宅建築工事共通仕様書（令和元年 10 月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第 1 章 総 則

## 第 1 節 一般事項

1.1.10  
契約不適合の  
修補

- 1 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び附帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。
- 2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、本共通仕様書一般事項 1.1.10 の 3 から 5 までにおいて、「都営住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社等」とあるのは「都」と読み替えて適用する。
- 3 都営住宅の引渡し時に、契約不適合の修補連絡担当責任者届を公社等に提出すること。
- 4 都営住宅の引渡しに当たり、公社等係員の点検を受け、契約不適合があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社等係員の確認を受けなければならない。
- 5 都営住宅の引渡し後、公社等から契約不適合の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社等の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社等に報告しなければならない。

## 都営住宅建築工事共通仕様書（R1.10） 追補版（R2.4.1適用） 新旧対照表

頁	改定（新）		現行（旧）		摘要
P.4	1.1.10 <u>契約不適合</u> の 修補	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1 工事請負契約約款に約定する<u>契約不適合</u>の修補について、住宅及び附帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。</p> <p>2 工事請負契約約款に約定する<u>契約不適合</u>の修補について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、本共通仕様書一般事項1.1.10の3から5までにおいて、「都営住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社等」とあるのは「都」と読み替えて適用する。</p> <p>3 都営住宅の引渡し時に、<u>契約不適合</u>の修補連絡担当責任者届を公社等に提出すること。</p> <p>4 都営住宅の引渡しに当たり、公社等係員の点検を受け、<u>契約不適合</u>があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社等係員の確認を受けなければならない。</p> <p>5 都営住宅の引渡し後、公社等から<u>契約不適合</u>の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社等の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社等に報告しなければならない。</p>	1.1.10 <u>瑕疵</u> の修補	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1 工事請負契約約款に約定する<u>瑕疵</u>の修補について、住宅及び附帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。</p> <p>2 工事請負契約約款に約定する<u>瑕疵</u>の修補について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、本共通仕様書一般事項1.1.10の3から5までにおいて、「都営住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社等」とあるのは「都」と読み替えて適用する。</p> <p>3 都営住宅の引渡し時に、<u>瑕疵</u>の修補連絡担当責任者届を公社等に提出すること。</p> <p>4 都営住宅の引渡しに当たり、公社等係員の点検を受け、<u>瑕疵</u>があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社等係員の確認を受けなければならない。</p> <p>5 都営住宅の引渡し後、公社等から<u>瑕疵</u>の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社等の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社等に報告しなければならない。</p>	工事請負契約 標準約款の改 正に伴う改正